

大規模災害時の農業農村整備分野での受援体制 Support-Receiving-system in Large-scale Disasters on Rural Engineering

落合基継*
OCHIAI Mototsugu

1. はじめに 東日本大震災、熊本地震、台風・豪雨被害等、日本各地を襲う大規模災害が頻発している中、多くの自治体等では大規模災害が発生した際の対応策をあらかじめ準備しておく事業継続計画（以下、BCP）を策定している。農業農村整備分野でも、徳島県や三重県では「農業版 BCP」を策定し農地・農業用施設の被災と復旧・復興に備え、農林水産省や静岡県では土地改良施設管理者を対象に BCP の策定マニュアルをまとめ策定を促している。一方で昨年発生した熊本地震の復旧現場では、応急・復旧対応業務が膨大であり被災自治体の職員だけでは人的に不足状態となったにもかかわらず、職員が応急業務に忙殺されていたことで全国からの応援を受け入れる作業が滞ってしまったという事例も見られた。この事態に対応するために内閣府では平成 28 年度に「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置し、災害対応業務における応援・受援体制の整備に参考となる「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を平成 29 年 3 月に公表した。発生が想定されている南海トラフ巨大地震での被害は甚大とされており、単独の自治体のみでの応急・復旧・復興対応は難しく、他自治体等からの応援を受けることは民生対応に加え農業農村整備分野でも必須と言え、そのための具体的な受援方法を事前に検討しておくことは意義がある。本稿では、大規模災害時の農業農村整備分野における受援体制の現状と課題について、すでに策定されている農業版 BCP 等により検討する。

2. 内閣府ガイドラインが指摘する受援体制のポイント 内閣府ガイドラインでは、受援体制のポイントとして①受援担当の設置、②受援対象業務の選定、③必要な人的・物的資源の種類・量等の把握、④資源の流れの把握、をあげている。これらポイントを中心に、以下では既存の農業版 BCP を事例としその内容を確認する。

3. 農業農村整備分野での人的・物的資源と受援について **(1)徳島県農業版 BCP** 農業版 BCP で「非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、本計画適用部局内で横断的に行う」とされ、本体 BCP にて非常時優先業務の内容と必要な人数について提示し、さらに庁内だけで対応困難な場合には災害対策本部と調整し協力要請は各災害時相互応援協定の所管課が締結先に行う、としている。しかし農業版 BCP には応援協定や協力要請の方法（連絡先・要請様式等）の記載はない。応急業務としては被災状況調査と応急復旧とし、業務継続体制を「各部局での体制」として各部局における危機管理体制としている。情報収集では、市町村による情報収集が不可能であると判断される場合は、連絡要員を庁舎に確保した上で県職員が直接現場で状況把握に努めし、被害把握フローチャートを提示している。継続の必要性の高い通常業務としては農地・農業用施設の復旧工事を位置づけ、業務継続体制は各部局での体制として、各部局において必要

*京都大学大学院農学研究科 Graduate School of Agriculture, Kyoto University
キーワード：受援，BCP，災害，復旧，復興

な人員の確保をする、とされている。なお、県の BCP には「職員の参集状況」として発災から 3 日までは約半分の職員の参集と想定している。平時に行う事前対策について、「応援職員への対応」として他県等や管外からの土地勘のない応援職員でも被災前の状況を把握しやすいよう、施設の写真や位置図、各種諸元等を盛り込んだ台帳の整備の推進に努めるとし、県外からの人的応援を想定した対策を示している。**(2)三重県農業版 BCP** 体制整備として発災時に「三重県農業復旧・復興本部」を設置するとし、本部の中に緊急性を要するチームとして情報収集対策チーム・応急復旧対応チーム・営農相談チームと並んで「連絡調整チーム」を設置し、決定された応急対応（資材の発注、応援依頼等）を迅速に実施する、としている。この「連絡調整チームは」県の本部と各地域本部のそれぞれに設置するとされている。また、農地・農業用施設復旧までの行程として、災害発生・被害状況把握・復旧・営農再開までの手順を示している。一方市町との協力体制として、発災直後は市町では民生対応に集中せざるを得ない状況であり災害復旧業務等では市町の応援を実施するなどの対応が必要としている。平時に行う事前対策として、国や関係企業・団体等と機材の借り受け等の災害時の連携について協議を行うこととしている。

4. 農業農村整備分野での受援体制確立への課題と注意点 **(1) 受援担当の設置**：徳島県では受援担当の記載はなかったが、本体 BCP では応援の協力要請は各協定の所管課が行うとされており、農業農村整備部局においても応援が必要な業務の種類や量を取りまとめて外部と調整をする受援担当を位置づける必要がある。三重県では応援依頼等をする「連絡調整チーム」が位置づけられているが、その役割については記載がない。部内での必要人員の把握、災害対策本部との調整、調整会議の開催、応援職員への支援等、具体的な記載が必要である。**(2) 受援対象業務の把握**：両県とも非常時優先業務は選定しているが、そのうち応援が必要な業務についての整理はなされていない。徳島県では土地勘のない応援者への支援を記載しており、こういった点からも応援者を期待すべき受援対象業務を選定することができる。**(3) 必要な人的・物的資源の種類・量等の把握**：徳島県では本体 BCP にて業務の必要人数の記載があり、災害時にはこの数字を元に足りない人数を応援要請することになり、その情報は農業版 BCP にも掲載が必要である。三重県では非常時優先業務は設定されているので、まずは業務毎に必要な人数に関する情報をまとめ、そのうち特に応援が必要な業務を選定しておくことが必要である。**(4) 資源の流れの把握**：両県とも具体的な応援依頼の相手の記載はなかった。応援自治体との関係（相互応援協定・地方ブロック応援等）は県それぞれであるので、災害対策本部とも調整し、誰が相手への依頼をするのか等の応援依頼から受入までの流れを事前に準備し掲載する必要がある。

5. おわりに 市町村のうち小規模自治体では農業農村整備分野のプロパー職員がいない場合も多くあり、二次被害防止や早急な営農再開に向けて国や都道府県による市町村への専門的な応援が重要であり、特に都道府県の役割は重要になる。筆者は科研費研究「現場知」グループ（基盤研究(B)・15H04565）に参加しており、本稿ではそこでの議論を参考としている。今後は将来の応援・受援体制整備に資するよう、得られた「現場知」を元に応援受援の視点でも見ていきたい。**参考資料**：徳島県「徳島県農業版業務継続計画第 3 版」平成 27 年 11 月、友正ら「地震・津波被害に備える農業 BCP の策定動向と課題」H25 農業農村工学会大会講演会講演要旨集、内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」平成 29 年 3 月、三重県「三重県農業版 BCP」平成 28 年 3 月